

令和5年度 京都市立西野小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1. 学校いじめの防止等基本方針の目的、基本的な考え方

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校の「学校いじめの防止等基本方針」の基本的な方向、取組内容を策定するものである。また、平成29年3月に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、平成29年9月「京都市いじめの防止等取組指針」が改訂された。これらを受けて、本校の「学校いじめ防止等基本方針」の意義を徹底し、いじめ根絶に向けた取組内容をより一層充実させることを目指す。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

本校は、本市の「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念の下、「いじめは絶対に許されない行為である」という姿勢で学校づくりを進めている。「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を念頭に児童と向き合い、教職員間で情報共有をすることでいじめの兆候を把握し、組織的に対応することを目指す。また、児童自身が自らを律し、自らの行動でいじめをなくしていくことができる力の育成も目指している。

2. いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童生徒・保護者への周知方法等）

(1) 《構成》

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 《役割》

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・重大事態に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

(3) 《開催時期》

定例委員会は、毎月最終月曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

(4) 『児童・保護者への周知』

ホームページにて5月に周知 *末尾の年間計画参照

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア. 学習環境の整備

- ・校舎内・教室内の整理
- ・委員会活動における花いっぱい活動
- ・動物等の飼育による癒し空間づくり

イ. 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ. 道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さ、協力して努力することの大切を題材とした「特別の教科 道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

エ. 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。

オ. 児童生徒同士の絆づくり

- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア. 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・生徒指導主任をはじめとする全教職員は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ. 児童生徒に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを6月、11月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを7月と12月に活用する。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

ウ. 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

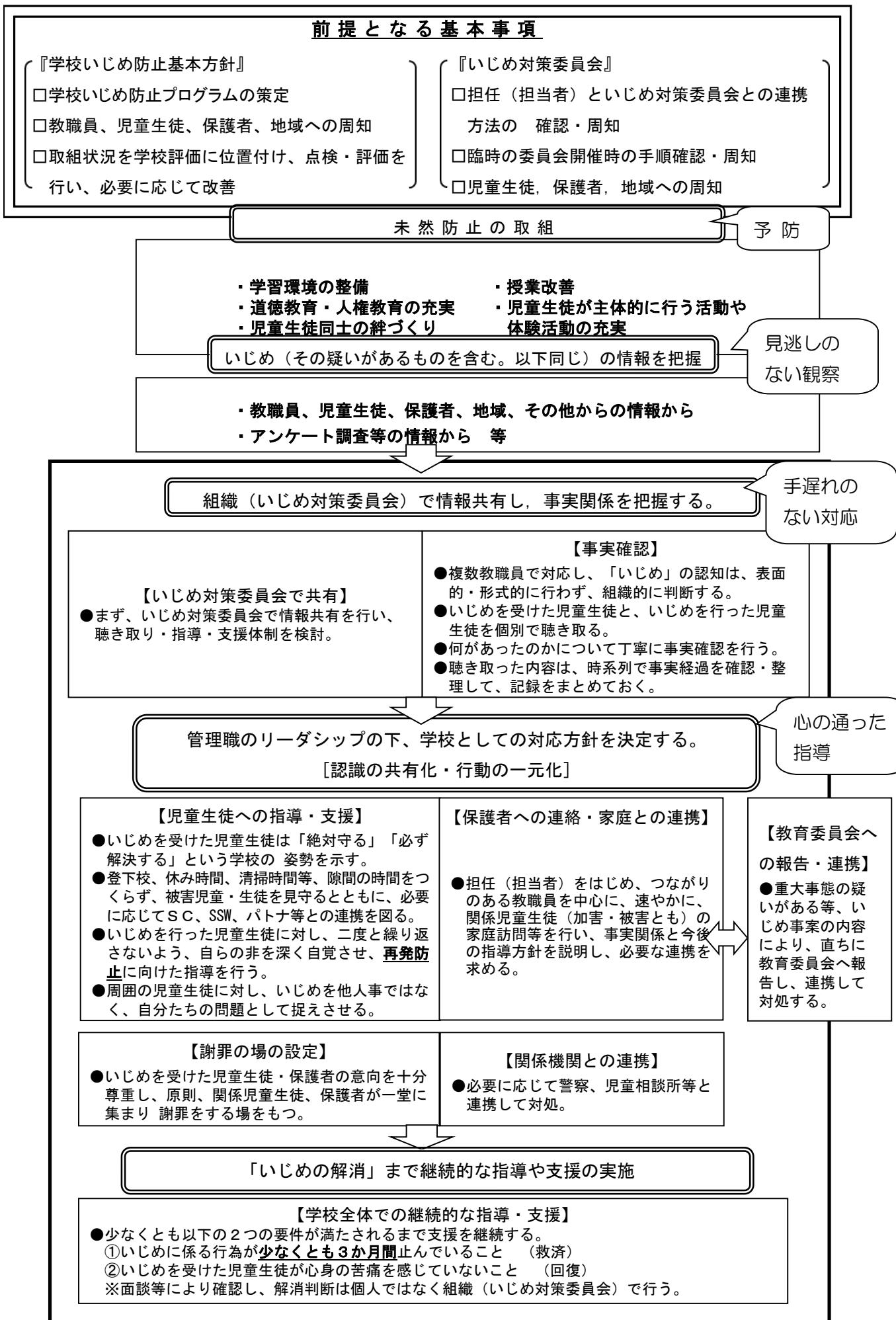
(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア. 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ. いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』



ウ. インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童にも周知する。

エ. 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいるか見守る。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じることのないよう見守る。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア. 内容

いじめ事案対処に関する校内研修の実施

イ. 実施時期

年間を通じて複数回（年間計画参照）

4. 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「西野小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・ホームページや学校便り、学級便りなどを通して情報を発信する。

5. 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に、調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等にあたる。

本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6. 年間計画

*いじめ防止等のための取組を下記のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	定例委員会 職員会議「学校いじめの防止等基本方針」の共通理解			入学式後の保護者説明 学校説明会 学級懇談会
5	定例委員会 学級経営方針の交流会 生徒指導研修会	なかよしタイム 非行防止教室 薬物乱用防止教室（予定） 6年修学旅行		家庭訪問 ホームページにて周知
6	定例委員会	なかよしタイム	第1回いじめに関するアンケートの実施	
7	定例委員会 いじめアンケート、クラスマネジメントシート結果の共有	なかよしタイム	第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会
8	定例委員会 夏季研修会（予定）	4年宿泊学習（びわ湖青少年の家）		
9	定例委員会	5年宿泊学習（花背山の家）	児童による学校評価	道徳・人権学習の授業参観、懇談会 学校運営協議会での説明と評価
10	定例委員会	なかよしタイム スポーツフェスタ		
11	定例委員会	なかよしタイム	第2回いじめに関するアンケートの実施	
12	定例委員会 いじめアンケート、クラスマネジメントシート結果の共有	人権集会 たてわりタイム	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会
1	定例委員会	非行防止教室（予定） たてわりタイム		
2	定例委員会 「学校いじめの防止等基本方針」の見直し	たてわりタイム	児童による学校評価	新1年半日入学保護者説明 学級懇談会
3	定例委員会	たてわりタイム		学校運営協議会での説明と評価

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」（P D C A サイクルの期間）
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・ 「個別面談」「教育相談」